

平成24年3月13日

内閣総理大臣

野田 佳彦 様

被災者に対する新たな法的
支援を実施するための特別
立法を求める要望書

宮城県知事 村 井 嘉 浩

被災者に対する新たな法的 支援を実施するための特別 立法を求める要望書

震災発生から一年が経過しましたが、今なお多くの被災者が、いわゆる二重ローン問題や解雇などによる失職、借金の相続、新たな相隣関係に伴う法的トラブルなど、さまざまな法的問題を抱え、不安な日々を過ごしております。

こうした中、本県においては、震災発生以後、総合法律支援法に基づく日本司法支援センター（法テラス）の臨時出張所が沿岸部被災地の3ヶ所に開設され、被災者が抱える法的問題を解決するための民事法律扶助による法律相談などの法的サービスを楽しむ体制が整備されてきております。

しかしながら、現行の総合法律支援法に基づく民事法律扶助を受けるためには、一定の資力要件以下である必要があるなど、楽しむことができる法的支援が限定されており、被災地の一日も早い復旧・復興のためには、被災者に対する新たな法的支援の実施が求められております。

つきましては、国におかれましては、別紙のとおり被災者に対する新たな法的支援を実施するための特別な立法措置を講じられますよう要望いたします。

要 望 項 目

被災者に対する新たな法的支援を実施するための特別な立法措置

被災者に対する新たな法的支援を実施するため、時限的に下記の項目を内容とする特別な立法措置を講ずることを要望します。

(1) 資力で被災者を選別しない法的支援の実施

本県には、沿岸部被災地の3ヶ所に法テラスの臨時出張所が設置されておりますが、現行の総合法律支援法に基づく民事法律扶助を受けるためには、一定の資力要件以下である必要があり、地震保険金などの一時金が支払われて資力要件を満たさなくなった場合には、現行の法テラスの基準により民事法律扶助が受けられないというケースが多く見受けられるという問題点が浮き彫りとなってきております。

また、現在、被災地における民事法律扶助の運用として、地震保険金などの一時金が支払われた場合であっても、建物補修の費用など震災によるやむを得ない支出の見込みがあることを疎明して資力要件を満たす場合には民事法律扶助が利用できることとなっておりますが、手続的に煩雑に過ぎる上に、被災者にそこまでの疎明を求めること自体、被災者への配慮を欠くものといわざるをえません。

については、被災者が抱える法的問題を迅速に解決し、一日も早い復旧・復興を果たすためにも、被災者の資力を問わない法的支援の実施を求めます。

(2) 裁判等に限定されない柔軟な法的支援の実施

東日本大震災の被災者に対する法的支援制度は、従来の裁判制度のみならず、いわゆる二重ローン問題の解決を図るための「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」や、原子力発電所事故に伴う損害賠償請求に係る紛争を円滑に解決するための「原子力損害賠償紛争解決センター」など、裁判外の制度も設けられておりますが、現行の総合法律支援法に基づく民事法律扶助では、このような裁判外の制度に関する援助を受けられる場合がかなり限定されております。

このような裁判外の制度の利用が促進されることが被災者が抱える法的問題の解決に資することから、裁判制度に限定されず、裁判外の制度の利用に関しても無料法律相談援助や弁護士費用の立替えの代理援助などの法的支援が受けられるよう、被災者に対する法的支援の拡充を求めます。